

「きりしまデザイナーズ・リスト」募集要項

令和5年5月31日

1 事業目的

霧島市が実施するリブランディング支援事業において、自社ブランドの再構築を行う中小企業者等が、デザインの力を活用し事業の活性化を図るため、デザイン面で事業の支援ができるデザイナーを募集し、情報提供することを目的に「きりしまデザイナーズ・リスト」を作成する。

2 霧島市リブランディング支援事業 概要

- (1) 対象事業者 本店若しくは支店の所在が市内にある法人又は市内に事業所を有し、かつ、住所を有する個人事業主
- (2) 対象事業 ①ロゴデザインの制作及び当該デザインを用いた製品の製作
②商品のパッケージデザインの制作
- (3) 対象経費 デザインの制作費
- (4) 補助率 10分の10以内
- (5) 補助上限額 100,000円(創業後2年未満は150,000円)
- (6) 募集期間 6月9日(金)～7月31日(月) ※必着
- (7) 事業者決定 外部審査後、8月上旬に選考結果通知書を送付
- (8) セミナー 8月21日(月)にリブランディングに取り組む事業者向けセミナー(以下、「セミナー」という。)を開催します。
- (10) 実績報告 令和6年2月末日迄

3 「きりしまデザイナーズ・リスト」への登録申込について

- (1) 申込資格
 - ① 霧島市内に在住又は事業所を有し、デザインの仕事に携わっているデザイナー(市内事業所で従業員として雇用されている者も含む。)
 - ② 霧島市内出身者で、現在、市外でデザインの仕事に携わっているデザイナー
- (2) 申込方法
「きりしまデザイナーズ・リスト登録申込書(以下、「登録申込書」という。)」に必要事項を記入し、令和5年7月31日(月)までに、霧島市役所商工振興課に提出してください。
- (3) その他
 - ① 複数名のデザイナーが所属する場合は、代表デザイナー1名の登録とします。
 - ② セミナーにて、本リストを事業者に対して配付します。なお、セミナーに出席されたデザイナーのみ、自社紹介の時間を設けます。
 - ③ 市は、事業者とデザイナー間のマッチングを行いません。

4 デザイナー厳守事項等

- (1) 「霧島市リブランディング支援事業」申請要領を参照し、デザインの依頼を受けた時は、事業者と連絡を密に取り、事業期間内の実施に努めてください。
- (2) リストに登録した情報を変更しようとする場合には、管理者に対し登録申込書を再提出してください。
- (3) 活動にあたり、公序良俗に反する行為及び法令に違反し、又は違反するおそれのある行為を行ってはなりません。
- (4) 本事業を通して制作したデザインの成果物は、事業者に帰属するものとします。

5 リストの利用制限について

- (1) 利用者は、リストの利用にあたって、霧島市個人情報保護条例第2条第1項に定める個人情報の取扱いを適切に行わなければなりません。
- (2) 利用者は、リストを通じて入手したいかなる情報も著作権法に定められた範囲を超えて使用することはできません。また、リストが提供する情報を改ざんしてはなりません。
- (3) 利用者は、リストで提供する情報について、自己の責任と判断において利用するものとします。

6 管理運営について

リストの管理運営は、霧島市役所商工観光部商工振興課が行います。

【問い合わせ先】

霧島市 商工観光部 商工振興課 TEL0995-64-0912 fax0995-64-0958